

議員提出議案第2号

湯河原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年9月20日提出

湯河原町議会議長 村 瀬 公 大 様

提出者	湯河原町議会議員	松 井 一 寿
賛成者	同	貴 田 太 史
	同	松 野 洋 一
	同	石 井 温
	同	室 伏 寿美夫
	同	山 本 俊 明
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

令和6年議案第47号「湯河原町に公営企業管理者を置かないための関係条例の整備に関する条例の制定について」の議決に伴い、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

湯河原町議会の個人情報保護に関する条例（令和４年湯河原町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第２項第３号中「町長」を「町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）」に改め、「、公営企業管理者」を削る。

附 則

この条例は、令和６年10月１日から施行する。

湯河原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>町長</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>公営企業管理者</u>若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) (略) 3 (略) ― 5 (略)	(利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) (略) 3 (略) ― 5 (略) 附 則 この条例は、令和6年10月1日から施行する。	